

第 3 6 号議案

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例設定について

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年八王子市  
条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

## 改正後

第4条 (略)  
 2 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第1中第7号及び**第91号**に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

## 別表第1 (第2条、第5条関係)

番号	区分	報酬の額 (円)	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)
43	(略)	(略)	(略)
<b>44</b>	<b>障害支援区分認定審査会会長</b>	<b>日額 24,000</b>	
<b>45</b>	<b>障害支援区分認定審査会合議体の長</b>	<b>日額 24,000</b>	
<b>46</b>	障害支援区分認定審査会委員	日額 <b>22,000</b>	
<b>47</b>	(略)	(略)	
<b>48</b>	<b>災害弔慰金等支給審査委員会委員</b>	<b>日額 12,000</b>	
<b>49</b>	(略)	(略)	
<b>50~53</b>	(略)	(略)	
<b>54</b>	大気汚染障害者認定審査会会長	日額 <b>24,000</b>	
<b>55</b>	大気汚染障害者認定審査会委員	日額 <b>22,000</b>	
<b>56</b>	感染症の診査に関する協議会委員長	日額 <b>24,000</b>	
<b>57</b>	感染症の診査に関する協議会委員	日額 <b>22,000</b>	
<b>58</b>	小児慢性特定疾病審査会会長	日額 <b>24,000</b>	
<b>59</b>	小児慢性特定疾病審査会委員	日額 <b>22,000</b>	
<b>60~</b>	(略)	(略)	

## 改正前

第4条 (略)  
 2 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第1中第7号及び**第86号**に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

## 別表第1 (第2条、第5条関係)

番号	区分	報酬の額 (円)	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)
43	(略)	(略)	(略)
<b>44</b>	障害支援区分認定審査会委員	日額 <b>13,000</b>	
<b>45</b>	(略)	(略)	
<b>46</b>	(略)	(略)	
<b>47~50</b>	(略)	(略)	
<b>51</b>	大気汚染障害者認定審査会会長	日額 <b>21,200</b>	
<b>52</b>	大気汚染障害者認定審査会委員	日額 <b>17,400</b>	
<b>53</b>	感染症の診査に関する協議会委員長	日額 <b>21,200</b>	
<b>54</b>	感染症の診査に関する協議会委員	日額 <b>17,400</b>	
<b>55</b>	小児慢性特定疾病審査会会長	日額 <b>21,200</b>	
<b>56</b>	小児慢性特定疾病審査会委員	日額 <b>17,400</b>	
<b>57~</b>	(略)	(略)	

<u>8 1</u>				
<u>8 2</u>	(略)			(略)
<u>8 3</u>	<b>介護認定審査会会長</b>		<b>日額</b>	<b>24,000</b>
<u>8 4</u>	<b>介護認定審査会合議体の長</b>		<b>日額</b>	<b>24,000</b>
<u>8 5</u>	介護認定審査会委員		日額	<b>22,000</b>
<u>8 6</u>	(略)			(略)
<u>8 7</u>	(略)			(略)
<u>8 8</u>	嘱託医	保育園	0歳児を保育する保育園の内科医	年額 520,000
			その他の保育園の内科医	年額 295,000
		保育園歯科医	年額 130,000	
	生活保護	内科医		<b>日額 47,000</b>
			精神科医	<b>日額 47,000</b>
<u>8 9</u> ~ <u>9 7</u>	(略)			(略)
備考	(略)			

<u>7 8</u>				
<u>7 9</u>	(略)			(略)
<u>8 0</u>	介護認定審査会委員		日額	<b>13,000</b>
<u>8 1</u>	(略)			(略)
<u>8 2</u>	(略)			(略)
<u>8 3</u>	嘱託医	保育園	0歳児を保育する保育園の内科医	年額 520,000
			その他の保育園の内科医	年額 295,000
		保育園歯科医	年額 130,000	
	生活保護	内科医		<b>月額 203,900</b>
			精神科医	<b>月額 203,900</b>
<u>8 4</u> ~ <u>9 2</u>	(略)			(略)
備考	(略)			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。